

神戸市療育ネットワーク会議「第8回 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 令和4年8月4日(木) 15:00～

(場所) 三宮研修センター 505 会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制について

(2) 特別支援教育相談センターについて

(3) 神戸市における医療的ケア児の通いの場について

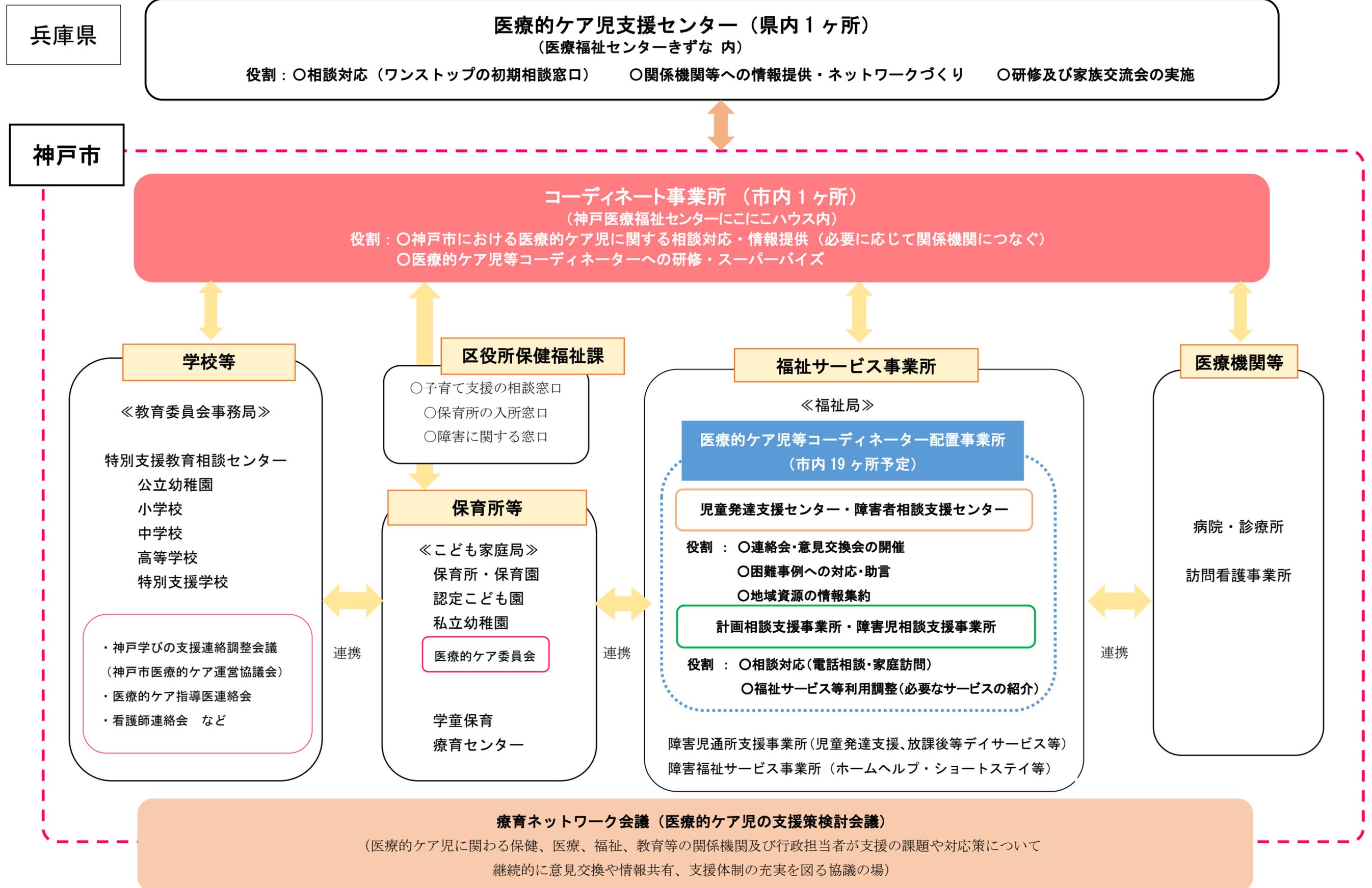
3. 閉 会

資 料

- 資料1 神戸市における医療的ケア児等支援体制（イメージ）
- 資料2 医療的ケア児等コーディネーターについて
- 資料3 兵庫県医療的ケア児支援センターについて（兵庫県公表資料）
- 資料4 令和4年度 神戸市医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧
- 資料5 特別支援教育相談センター
- 資料6 学校園における医療的ケア（リーフレット）
- 資料7 教育・保育施設における医療的ケア児受入れ状況（報告）
- 資料8-1 神戸市教育・保育施設等においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料8-2 認定こども園（1号認定）・私立幼稚園においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料9 神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について（報告）
- 資料10 神戸市立学校園における医療的ケアの実施体制
- 資料11 神戸市の学童保育施設における医療的ケア児の受け入れについて（検討資料）
- 資料12 神戸市内の障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受け入れ状況
- 資料13 第7回 医療的ケア児の支援施策検討会議（令和3年11月4日）の議事要旨

〔参考〕 神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

神戸市における医療的ケア児等支援体制 (イメージ)



医療的ケア児等コーディネーターについて

1. 概要

令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が施行され、国および地方公共団体においては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施することが責務となった。

医療的ケア児等コーディネーターは、「医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する」（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）ものと位置づけられている。

2. 神戸市における医療的ケア児等コーディネーターについて

- (1) 配置機関・事業所（医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が在籍している機関等）

障害福祉サービス事業所（計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等）、医療機関、訪問看護事業所、学校、その他

- (2) 役割

- ①児童発達支援センター・障害者相談支援センター

- ・連絡会・意見交換会の開催
- ・困難事例への対応・助言
- ・地域資源の情報集約 等

- ②計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所

- ・相談対応（電話相談・家庭訪問）
- ・福祉サービス等の利用調整（必要なサービスの紹介） 等

- ③その他の機関（医療機関、学校、福祉サービス事業所等）

- ・連絡会等の協議の場への参画
- ・情報共有、支援の提供 等

(3) 医療的ケア児等コーディネーター配置事業所の公表

神戸市における医療的ケア児に関する相談窓口を広く市民へ周知するため、医療的ケア児等コーディネーターが配置されている市内事業所を本市ウェブサイトにて公表。

※資料4：令和4年度 神戸市医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧参照
(令和4年7月公表 21事業所、38人)

(4) コーディネート事業所の設置

設置日：令和4年4月1日 (神戸医療福祉センターにこここハウス内)

役割：①医療的ケア児等コーディネーターに対する研修の開催、
個別支援会議等への参加等の支援

第1回神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修を実施

・日時：令和4年6月29日

・参加者：31名(医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者)他

②医療的ケア児受け入れ事業所等への研修、助言・指導

③「兵庫県医療的ケア児支援センター」(資料3参照)と連携し、
必要な知識・情報を関係機関等へ提供

【参考】第1回神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修資料

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shougaiji/iryoutekikeajicordinater.html>

(神戸市ウェブサイト内に公表)

兵庫県医療的ケア児支援センター

兵庫県医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児等とそのご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるよう専門の職員が、様々なご相談をお受けする窓口です。

本センターは、ご本人とそのご家族に寄り添いお力になりたいという思いで、兵庫県から受託し、2022年6月15日より医療福祉センターきずなにて、次のような内容で事業を開始しました。

主な事業内容

- ① 医療的ケア児等及びその家族への相談支援
- ② 医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関との連絡調整
- ③ 関係機関等への情報提供及び研修会の開催

相談支援専門員、看護師(保健師資格を有する)が相談に応じます

電話 0790-44-2886

FAX 0790-44-2929

メール icare@medical-kizuna.net

受付時間 月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始は除く)

※来所相談は要予約

住所 〒675-2456

兵庫県加西市若井町字猪野 83-31

医療福祉センターきずな 内

令和4年度 神戸市医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧

2022/7/1時点

区	事業所・施設名	事業所等種別	住所		電話番号
東灘区	うおざき障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	東灘区	魚崎中町4-10-32	078-451-3760
灘区	なだ障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	灘区	岩屋北町6-1-4	078-882-7013
	アソシア ソーシャルサポート	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	灘区	泉通5丁目5-13	078-599-7706
中央区	たちばな障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	中央区	橘通3丁目4-1	078-367-6651
	いそがみ障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	中央区	磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター1階	078-200-5611
	神戸医療福祉センターひだまり	障害児入所支援事業所	中央区	日暮通5-5-8	078-862-1939
	兵庫県立こども病院	医療機関	中央区	港島南町1丁目6-7	078-945-7300
兵庫区	ひょうご障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	兵庫区	駅南通5丁目1番1号 神戸市立中部在宅障害者福祉センター2階	078-686-1731
北区	きた障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	北区	鈴蘭台西町1-26-2	078-592-1371
	陽気会相談支援事業所	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	北区	藤原台中町1-2-1 101	078-981-7303
	指定相談支援事業所しらゆり	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	北区	鈴蘭台東町1丁目8-16 扇野ビル2階	078-904-7111
	済生会兵庫県病院	医療機関	北区	藤原台中町5丁目1-1	078-987-2222
	神戸医療福祉センターにこにこハウス	障害児入所支援事業所	北区	しあわせの村1番9号	078-743-2525
長田区	しんながた障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	長田区	若松町4-2-15 ピフレ新長田2階	078-611-8860
須磨区	たかとり障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	須磨区	大田町7丁目3-15	078-739-1292
	きたすま障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	須磨区	中落合2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーションマークス1階	078-795-1453
垂水区	たるみ障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	垂水区	本多聞7丁目2-3	078-782-6661
	がじゅまる	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	垂水区	向陽1丁目4-8 1F	078-704-2202
	こぐまくらぶ	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	垂水区	西舞子2丁目7-4	078-201-6542
西区	ひらのせいしん障害者相談支援センター	障害者相談支援センター	西区	春日台5丁目174-10	078-962-5512
	相談支援事業所つなぐ	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	西区	春日台3丁目1-7-204	078-963-2266

神戸市療育ネットワーク会議 「医療的ケア児の支援施策検討会議」資料

特別支援教育相談センター

令和4年8月4日（木）

教育委員会事務局特別支援教育課

(1) 特別支援教育相談センターの概要

<これまでの相談機能イメージ>

	就学前段階	小学校段階	中学校段階	高校段階
通常の学級	インクルーシブ相談員(公私幼のみ)	こうべ学びの支援センター		特別支援学校センター的機能
	通級指導教室			
特別支援学級		特別支援学校センター的機能		
特別支援学校※	校内での研修や外部専門家			
一般・保護者	特別支援教育相談室			



<令和4年度からの相談機能イメージ>

	就学前段階	小学校段階	中学校段階	高校段階
通常の学級	特別支援教育相談センター			
特別支援学級				
特別支援学校				
一般・保護者				

(2) 特別支援教育相談センターの構成

業 務	担 当
電話の受付 学校園への連絡・調整 保護者への連絡	事務局職員 指導主事 等
面談・相談	事務局職員 指導主事 インクルーシブ教育推進相談員 通級指導教室担当者 特別支援学校地域支援担当者 心理士 等
発達検査等	心理士 等
学校への結果説明	通級指導教室担当者 心理士 等
学校園訪問	事務局職員 指導主事 心理士 通級指導教室担当者 特別支援学校地域支援担当者 作業療法士(OT) 言語聴覚士(ST) 等
医療教育相談	医師 臨床心理士等

(3) 特別支援教育相談センターの役割

○就学相談

①小学校等への入学(就学先の選択)等

小学校, 特別支援学校への入学など

義務教育のスタートの段階で,

特別支援学校か, 地域の小学校のどちらを選ぶか,

地域の小学校の通常の学級か特別支援学級のどちらを選ぶか, と

いった, 就学先の選択に関する個別の相談。

(3) 特別支援教育相談センターの役割

○就学相談

②就学後の学びの場の変更等

特別支援学級への入級や特別支援学校への転学など



小・中学校に在籍中に特別支援学級への入級や特別支援学校への転学を検討する際の相談。

(3) 特別支援教育相談センターの役割

○教育相談

①相談の対象

神戸市立の小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 および 本人・保護者

(神戸市立幼稚園については, 区担当指導主事が園からの連絡を受け, 園支援を行います。)

②申し込みの方法

学校 校内支援委員会で検討の後, 管理職が特別支援教育相談センターに電話連絡をします。

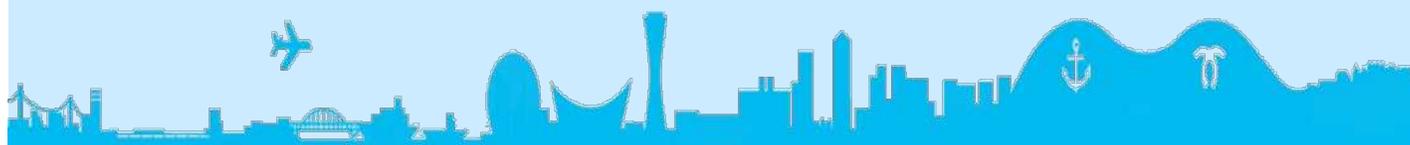
保護者 検査・面談が必要な場合は, **保護者が相談センターに電話をし, 日程を調整します。**

学校園における医療的ケア

すべての子供が安全・安心な生活を送るために



神戸市教育委員会



1. 医療的ケアとは

「医療的ケア」って・・・！？

一般的に学校園や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

学校園において医療的ケアを実施することで、

子供たちの可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

- * 医療的ケアを通じた**生活リズムの形成**
- * 医療的ケアの必要性など自分の、**意思や希望を伝える力の育成**
- * 医療的ケアの成功などによる**自己肯定感・自尊感情の向上**
- * 安全で円滑な医療的ケアの実施による**信頼関係の構築**

医療的ケア児の1日（例）

起床	<ul style="list-style-type: none">・朝の健康チェック・準備物の確認・補充	
登校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の提出・保護者から学校へ健康状態を情報共有	
授業	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアの実施（適宜） <p><昼食 ・ 医療的ケア></p>	
下校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の返却・学校園から保護者へ健康状態を情報共有	

保護者の声

* 「人工呼吸器をつけていますが毎日学校で授業を受け、登校することを楽しみにしています。」

* 「体調の変化や気になることを相談しやすく信頼しています。親の負担や不安が軽減され感謝しています。」



2. 医療的ケアの範囲

- 口腔内喀痰吸引
- 胃ろう・腸ろう経管栄養
 - ・ 気管切開部からの吸引
 - ・ 酸素療法
- 鼻腔内喀痰吸引
- 経鼻経管栄養
 - ・ 気管切開部の管理
 - ・ 導尿 など
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
 - ・ 人工呼吸器の管理

上記●は「特定行為」といい、登録された特別支援学校に在籍し、研修を終えて認定を受けた教職員が実施できます。

※学校園では、医師からの指示書に基づいて医療的ケアを実施します。

(指示書にかかる必要経費は保護者負担となります)

※医療的ケア実施についてはお子さんの状態や医療的ケアの内容などを確認したうえで、個別に判断します。

3. 神戸市内にある学校園の医療的ケアの体制

	神戸市立学校園 (特別支援学校以外)	神戸市立 特別支援学校	兵庫県立 特別支援学校 (普通科のみ)
実施者	・ 訪問看護ステーションからの派遣看護師 ・ (保護者)	・ 学校看護師 ・ 認定された教職員	・ 学校看護師
実施時間	訪問看護ステーションからの派遣看護師が行うケアは最大週10時間(ケアに必要な時間に限りませ)	学校での活動中、必要に応じて実施	学校での活動中、必要に応じて実施
相談時期	就園・就学相談に向けて、次年度当初に広報される全体説明会や個別相談会に参加し、その後、各学校園で行われる教育相談や学校園見学会、体験入学、入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。		6月頃に各学校で行われる教育相談や学校見学会、体験入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。

* 保護者の皆様へ *

- ・ 登校時は、健康状態を学校へご報告ください。
- ・ お子さんの体調が悪い日は、医療機関の受診を優先して、登校をお控えください。
- ・ 体調の急変など、緊急時に備え、連絡がつく電話番号等を学校にお知らせください。
- ・ 定期的に医療機関を受診し、服薬の調整等も含め、主治医からの適切な指示を聞き、学校へご報告ください。

学校園における医療的ケアに関するQ&A

Q1 保護者の付き添いが必要な時は、どのような時ですか？

お子さんの状態が不安定なときや、看護師の体制等により、保護者の付添いをお願いする場合があります。

＜特別支援学校＞

- ・引継ぎ等で看護師等（や教職員）が実施できないとき。
（特に年度当初や新たなケア内容が加わったときなど）

＜学校園（特別支援学校以外）＞

- ・10時間を超えて医療的ケアが必要なとき。
- ・校外学習等のとき。
（いつもの環境と異なるため、保護者の付き添いをお願いしています。）
- ・医療的ケアを安全に実施できる環境が整うまで。

Q2 スクールバスでの登下校は可能ですか？（特別支援学校）

乗車の可能性について追及するとともに、安全を配慮のうえ、個別に判断します。

通学中に医療的ケアの必要がなく、安全に乗車できると判断された場合は乗車可能です。

* 神戸市内の特別支援学校一覧（職業科以外）

学校名（種別）	住 所	電話番号
灘さくら支援学校（知・肢）	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2-2	078-802-1200
青陽灘高等支援学校（知）	神戸市灘区岩屋北町6-1-1	078-871-1800
盲学校（視）※市内全域	神戸市中央区東川崎町1-4-2	078-360-1133
友生支援学校（知・肢・病）	神戸市兵庫区夢野町1-1	078-576-6120
青陽須磨支援学校（知・肢）	神戸市須磨区西落合1-1-4	078-793-1006
いぶき明生支援学校（知・肢）	神戸市西区井吹台西町7-1	078-997-6311
県立芦屋特別支援学校（知）	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311
県立神戸特別支援学校（知・肢）	神戸市北区大脇台10-1	078-592-6767
県立のじぎく特別支援学校（知・肢）	神戸市西区北山台2-566-134	078-994-0196
県立神戸聴覚特別支援学校（聴） ※県内全域	神戸市垂水区福田1-3-1	078-709-9301
県立視覚特別支援学校（視）※県内全域	神戸市垂水区城が山4-2-1	078-751-3291

※ 県内・市内全域校以外の学校は通学区域が決まっていますので、校区の学校へお問い合わせください。

神戸市立学校園（特別支援学校以外）はそれぞれの学校園へ、
保育所、認定こども園等はこども家庭局幼保事業課
(078-322-6919) にお問い合わせください。

神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

TEL:078-333-3330（神戸市総合コールセンター）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/index.html>



教育・保育施設における医療的ケア児受入れ状況（報告）

1. 事業の概要

(1) 受入れ施設とケアの提供体制

①保育を必要とする事由のあるこども

（幼保連携型認定こども園、私立保育園、公立保育所、小規模保育事業所）

- ・令和4年度 受入れ可能施設は市内17施設（私立保育園等10施設、公立保育所7施設）
- ・医療的ケアの提供者は施設に常駐する看護師

区	施設名		対象年齢	受入可能時間
東灘区	連こ)	おかもと虹こども園	施設の受入可能年齢	要相談
	公保)	本山保育所	2歳児クラス～	9時～17時
	公保)	魚崎保育所	2歳児クラス～	9時～17時
灘区	連こ)	めばえの園認定こども園	施設の受入可能年齢	要相談
中央区	連こ)	友愛幼児園	2歳児クラス～	9時～17時
	私保)	くすのき愛児園	2歳児クラス～	9時～17時
兵庫区	公保)	松原保育所	2歳児クラス～	9時～17時
北区	連こ)	このみ保育園	施設の受入可能年齢	9時～17時
	連こ)	頌栄保育園	施設の受入可能年齢	要相談
長田区	公保)	ふたば保育所	2歳児クラス～	9時～17時
須磨区	公保)	須磨保育所	2歳児クラス～	9時～17時
	公保)	菅の台保育所	2歳児クラス～	9時～17時
垂水区	小)	ちっちゃなこども園ふたば	満2歳までで施設の受入可能年齢	要相談
	私保)	舞多聞よつば保育園	施設の受入可能年齢	要相談
	連こ)	かすみがおか虹こども園	2歳児クラス～	9時～17時
西区	連こ)	あさひ保育園	施設の受入可能年齢	要相談
	公保)	玉津保育所	2歳児クラス～	9時～17時

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

②保育を必要とする事由のないこども（私立幼稚園、認定こども園の1号認定こども）

- ・保護者からの相談により対応可能な施設で受入れ（令和4年4月1日現在2施設）
- ・医療的ケアの提供者は、園と契約した訪問看護ステーションの看護師（週10時間を上限に市が補助）

(2) 提供可能な医療的ケア

- ①経管栄養（鼻腔、胃ろう、腸ろう）
- ②吸引（口腔内、鼻腔内、気管切開部）
- ③酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）
- ④導尿

その他、施設で対応可能な医療的ケア

(3) 受入れ施設への支援体制

①医療的ケア巡回相談の実施と医療的ケア委員会の開催

		保 育 施 設	私立幼稚園等
巡回 相談	実施頻度	概ね3ヵ月～4ヵ月ごと	概ね3ヵ月～4ヵ月ごと（学期ごと）
	担 当	市職員（看護師、医師※）	市職員（看護師、医師※）
	内 容	教育・保育状況の確認及び助言・指導	教育・保育状況の確認及び助言・指導
委員会	実施頻度	概ね3ヵ月～4ヵ月ごと	概ね3ヵ月～4ヵ月ごと（学期ごと）
	出席者	施設（施設長・看護師・担任等）、市職員（看護師、医師）、嘱託医※	施設（施設長・担任等）、保護者、訪問看護 ST の看護師、市職員（看護師、医師）、園医※
	内 容	・関係者間における児童の健康状態の把握（情報の共有） ・安全なケアの提供に向けた助言・指導	・関係者間における児童の健康状態の把握（情報の共有） ・安全なケアの提供に向けた助言・指導

※必要に応じて出席

2. 年齢別受入れ状況（年度末の受入れ延べ人数）

（人）

クラス年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （4月1日現在）
5歳児	1	3	4	2	3
4歳児	2	3	0	4	5
3歳児	4	1	5	5	5
2歳児	0	3	2	3	2
1歳児	2	1	4	0	1
0歳児	0	1	0	0	1
合 計	9	12	15	14	17
内 訳 （再掲）	保育施設（9） 私立幼稚園（0）	保育施設（11） 私立幼稚園（1）	保育施設（13） 私立幼稚園（2）	保育施設（10） 私立幼稚園（4）	保育施設（15） 私立幼稚園（2）

3. ケア内容別受入れ状況（年度末の実施ケア延べ人数）

（人）

医療的ケア	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （4月1日現在）
たん吸引	6	9	6	4	6
酸素療法	2	2	4	5	9
経管栄養	2	3	2	3	5
導 尿	0	1	2	0	1
胃ろう管理				1	1
ワスリ注射	1	1	2	4	2
合 計	11	16	16	17	24

神戸市教育・保育施設等において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

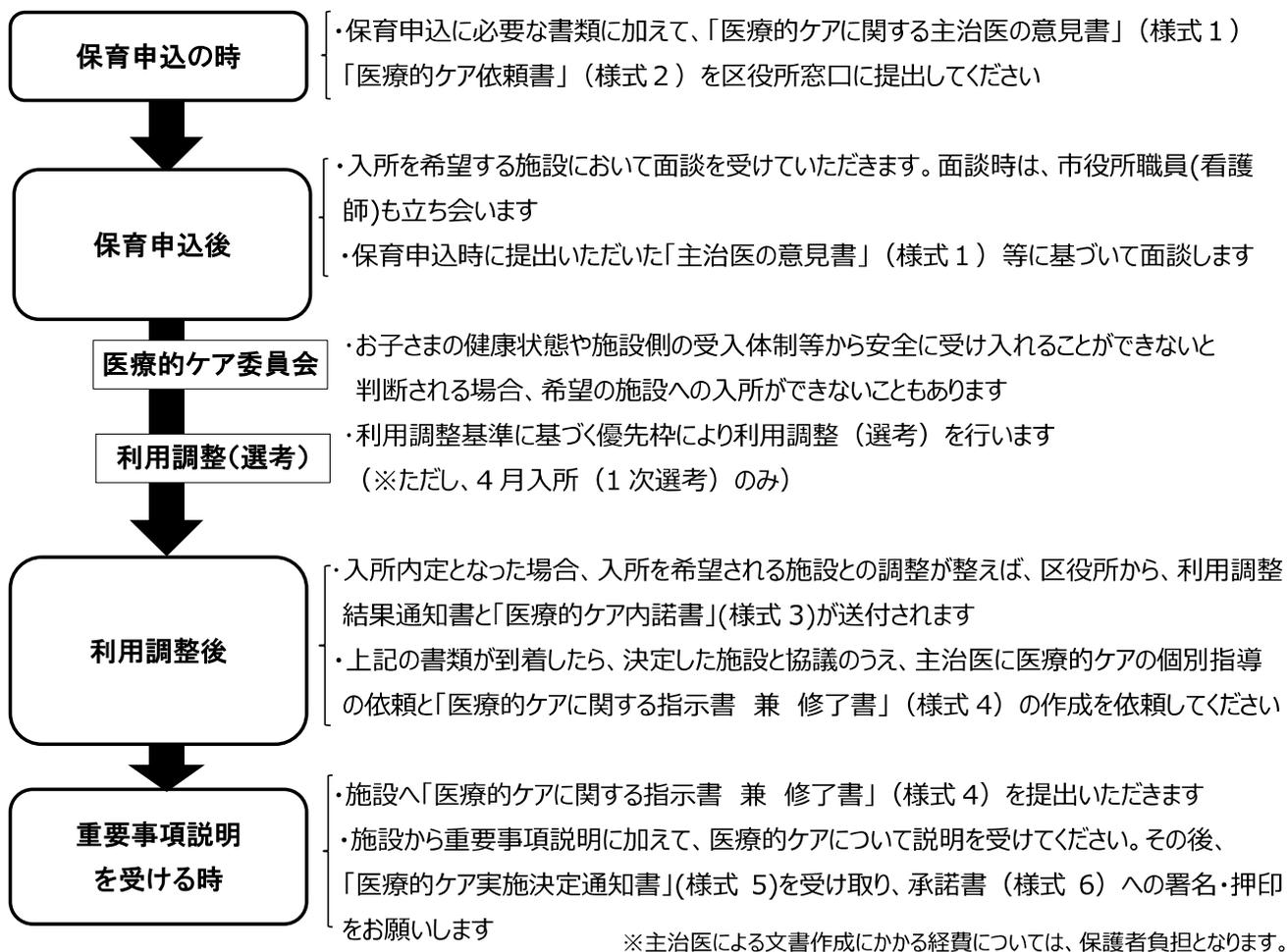
1. 保育施設へのお申し込みにあたって

神戸市では、裏面の教育・保育施設等において、医師の指示・指導の下、看護師等が、日常生活に必要な医療的ケアを実施しています（対象ケアは「3 提供できる医療的ケア」をご確認ください）。お子さまが、保育を必要とする状況で、医療的ケアが必要な場合、下記の「2. 利用申込みの手続について」とおり、通常の保育所等への入所手続きに加え、「医療的ケアに関する主治医の意見書」等をご準備いただき、利用手続を行っていただきます。

なお、お子さまの健康状態や施設側の受入体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、予めご了承ください。

2. 利用申込み手続について

通常の保育利用の申込みに加え、下記の手続きが必要です。



3. 日常生活に必要な医療的ケア

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニューラ・酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設で対応可能な医療的ケア

4. 注意事項

- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・施設により、受入可能年齢や受入時間、医療的ケアの種類が異なります。
- ・看護師等の配置状況によっては、受入できる時間を制限させていただく場合があります。

- ・受け入れ体制を整えるためにご希望日からの受入ができない場合があります。
- ・入所後も、半年ごとに主治医の指示書を施設へご提出いただく必要があります。
- ・施設への受入れ人数には制限があります。

5. 受入れ可能施設

施設名	住所／電話番号	対象年齢／受入可能時間
連こ) おかもと虹こども園	東灘区岡本 3-2-6 / 412-2262	施設の受入可能年齢 / 要相談
公保) 本山保育所	東灘区岡本 1-7-6 / 451-0567	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 魚崎保育所	東灘区魚崎南町 2-11-11 / 411-4354	2歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) めばえの園認定こども園	灘区灘南通 4-4-2 / 806-3333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) 友愛幼稚園	中央区吾妻通 5-2-20 / 231-5818	2歳児クラス～ / 9時～17時
私保) くすのき愛児園 ※	中央区楠町 6-11-1 / 871-9553	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 松原保育所	兵庫区松原通 4-2-27 / 651-5521	2歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) このみ保育園	北区山田町下谷上字箕谷 21-1 / 583-2203	施設の受入可能年齢 / 9時～17時
連こ) 頌栄保育園	北区鳴子 2-11-2 / 593-3893	施設の受入可能年齢 / 要相談
公保) ふたば保育所	長田区二葉町 7-1-30 / 621-8561	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 須磨保育所	須磨区大黒町 4-1-2 / 732-4842	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 菅の台保育所	須磨区菅の台 4-6 / 791-0678	2歳児クラス～ / 9時～17時
小) ちっちゃなこども園ふたば	垂水区舞多間東 2-6-9 / 784-5333	満2歳までで施設の受入可能年齢 / 要相談
私保) 舞多間よつば保育園	垂水区舞多間西 5-11-4 / 784-5333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) かすみがおか虹こども園	垂水区霞ヶ丘 1-6-19 / 707-5554	2歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) あさひ保育園	西区桜が丘東町 1-3-1 / 994-0170	施設の受入可能年齢 / 要相談
公保) 玉津保育所	西区玉津町新方字東方 211-3 / 911-4909	2歳児クラス～ / 9時～17時

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

※くすのき愛児園はR4.4月新規開所予定のため、体制が整い次第受入開始となります。

6. 申込み先

受入可能施設の所在する区役所	住所	電話番号
東灘区こども家庭支援課こども福祉係	東灘区住吉東町-2-1	078-841-4131 (代)
灘区こども家庭支援課こども福祉係	灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001 (代)
中央区こども家庭支援課こども福祉係	中央区雲井通 5-1-1	078-232-4411 (代)
兵庫区こども家庭支援課こども福祉係	兵庫区荒田町 1-2-1-1	078-511-2111 (代)
北区こども家庭支援課こども福祉係	北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111 (代)
長田区こども家庭支援課こども福祉係	長田区北町 3-4-3	078-579-2311 (代)
須磨区こども家庭支援課こども福祉係	須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341 (代)
垂水区こども家庭支援課こども福祉係	垂水区日向 1-5-1	078-708-5151 (代)
西区こども家庭支援課こども福祉係	西区鞆台 5-4-1	078-940-9501 (代)

7. 問合せ先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

認定こども園(1号認定)・私立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

神戸市では、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要で、集団生活が可能な状態にある児童が、認定こども園(1号認定)・幼稚園において心身の状況に応じた教育・保育を受ける際に、受け入れ園が訪問看護ステーションを活用して看護師の派遣受け入れを行うことができるよう支援しています。

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニューラ、酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

2. 補助の対象となる時間帯

1週あたり10時間を上限として、訪問看護ステーションからの看護師派遣が可能です。
※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育・保育時間内に限ります。

3. 注 意 事 項

- ・対応が可能なか、入園を希望する認定こども園、幼稚園にご相談ください。
- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」や「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。
- ・入園後も、主治医の指示書は半年毎に更新が必要です。
- ・公立幼稚園や、保育認定を受けて入園をされる方は、別途制度があります。
公立幼稚園は園へ、保育認定は利用申込をする区役所・支所 ども福祉係 までお申し出ください。
※保育認定においては、実施園が決まっております。

4. 問 合 せ 先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について（報告）

（令和4年5月1日現在）

1. 神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校の受入れ状況

（人）

	特別支援学校（市立）		幼・小・中・高（市立）	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
高	31	25	2（1）	2（1）
中	23	22	7（0）	6（0）
小	40	35	21（14）	29（17）
幼	0	0	1（1）	2（1）
合計	94	82	31（16）	39（19）

※（ ）内は訪問看護師派遣人数

2. 主なケア別実施状況（神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校）

医療的ケア内容	特別支援学校（市立）		幼・小・中・高（市立）	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
人工呼吸器	22	18	2（1）	4（2）
たん吸引（気管切開部の衛生管理含む）	104	108	7（6）	7（6）
経管栄養	71	67	8（7）	9（7）
酸素療法	46	29	5（2）	4（1）
導尿	7	6	11（6）	11（5）
インスリン注射	0	0	4（2）	12（5）
合計	250	228	37（24）	47（26）

※（ ）内は訪問看護師派遣を受けている子供のケア別実施総数

【参考】

神戸市内の兵庫県立特別支援学校の受入れ状況（令和3年度）

（1）受入れ状況

高等部 2名／中学部 3名／小学部 2名 ※県立高等学校 1名

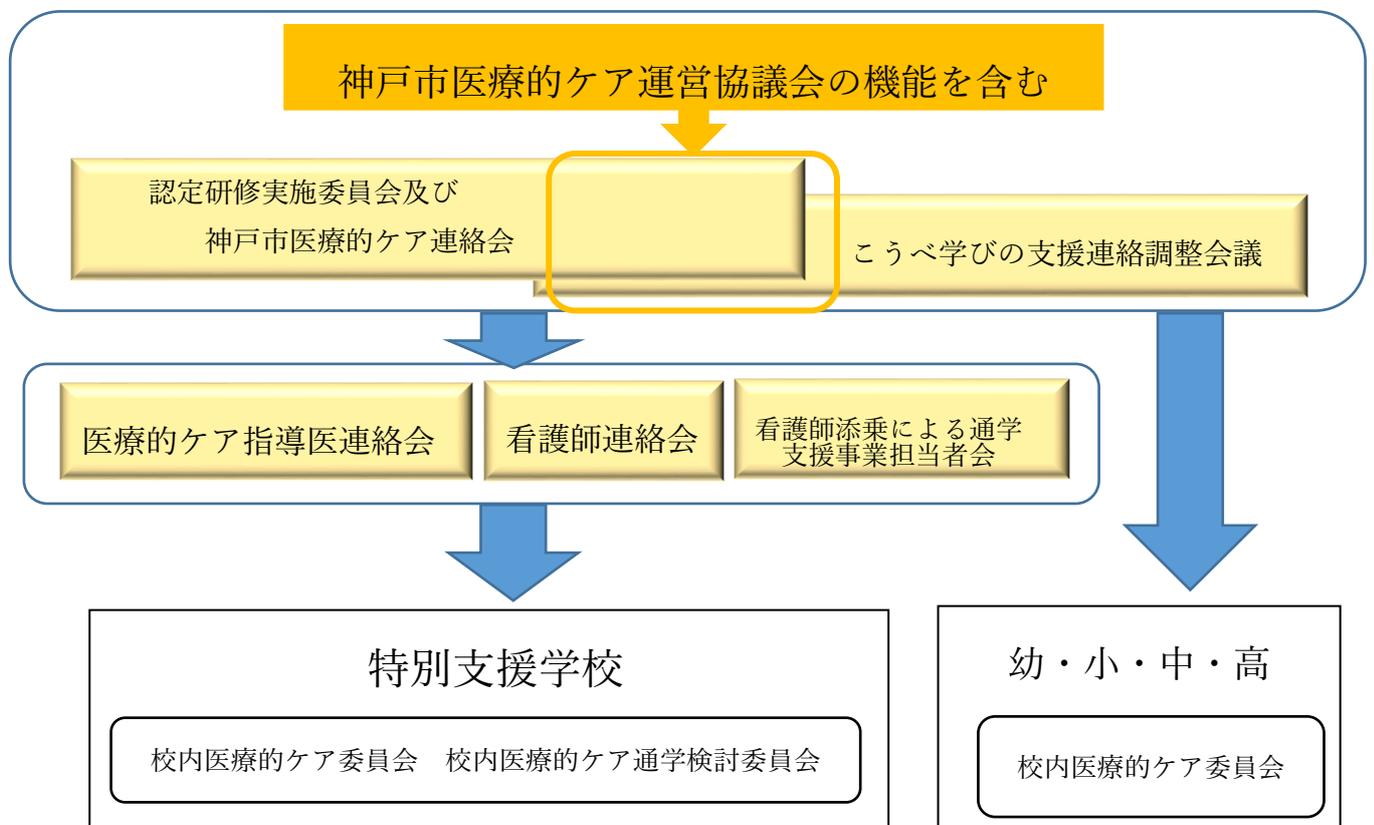
（2）主な医療的ケアの実施状況（延べ人数）

人工呼吸器 1名／酸素吸入 1名／たん吸引（気管切開の衛生管理含む） 4名／
経管栄養 4名／導尿 2名／摘便 1名

神戸市立学校園における医療的ケアの実施体制

「学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月20日文部科学省)の通知を受け、医療的ケア運営協議会の設置・運営について神戸市としては、現行の協議体に医療的ケア運営協議会の機能を加え、効率的な運営に努めている。

下記の図に示したとおり、「認定研修実施委員会及び神戸市医療的ケア連絡会」と「こうべ学びの支援連絡調整会議」に神戸市医療的ケア運営協議会の機能(医療的な視点からの指導や助言、学校における医療的ケア体制をバックアップするため関係機関との連携体制を構築すること)を持たせて運営している。



○こころ学びの支援連絡調整会議

- (1)構成メンバー 教育、福祉、医療、労働等関係機関
- (2)目的 インクルーシブ教育システム構築に向けて連絡・調整等を行い、相互の連携推進を図る。
- (3)内容 神戸市の特別支援教育の現状

○〈特別支援学校〉認定研修実施委員会及び神戸市医療的ケア連絡会

- (1)構成メンバー 医師、看護師等、医療的ケア指導医、学校医、特別支援学校長、養護教諭、主任看護師、医療的ケア担当教員、教育委員会事務局
- (2)目的 認定研修において、円滑な実施方法や研修内容の充実に向け、それらの課題や改善点について検討する。また、医療的ケア実施についての課題について協議する。
- (3)内容 ①各校の医療的ケアの実施状況や医療的ケアの研修等について、医師や看護師等の意見をふまえ、共通認識を図る。
②各校の現状について困難事案等の協議を行う。

○〈特別支援学校〉医療的ケア指導医連絡会(令和2年度から実施)

- (1)構成メンバー 医療的ケア指導医、教育委員会事務局
- (2)目的 学校園活動での医療的ケアの安全を確保するための指導・助言、情報交換
- (3)内容 活動情報交換と今後の課題解決に向けての検討

○〈特別支援学校〉看護師連絡会(令和2年度から実施)

- (1)構成メンバー 看護師等、教育委員会事務局
- (2)目的 看護師間の連携を図り、医療的ケア児への質の高い対応を目指す。
- (3)内容 ①各校の状況や課題について情報交換を行う。
②看護師等の資質向上のための研修等について検討する。

○〈特別支援学校〉看護師添乗による通学支援担当者会(令和2年度から実施)

- (1)構成メンバー 通学担当教職員、看護師等、教育委員会事務局
- (2)目的 安全・安心な通学支援を行うための体制整備
- (3)内容 実施に向けての課題等の検討

○〈特別支援学校〉校内医療的ケア通学検討委員会

- (1)構成メンバー 管理職、医療的ケア通学担当教員、看護師等、養護教諭、通学担当教員、担任等
- (2)目的 実施の可否や実施内容の検討や校内体制を整え円滑に運営する。
- (3)内容 ①実施の可否の判断
②個別マニュアルの作成
③実施体制の整備及び関係文書の管理提出、関係者への連絡調整等

○校内医療的ケア(検討)委員会

- (1)構成メンバー 管理職、看護師等、教職員、養護教諭
(学校園(特別支援学校以外)は保護者・学校園医を含む)
- (2)目的 医療的ケアを安全に、安心して行うための体制整備
- (3)内容 ①医療的ケア全般に関する企画・立案・連絡・調整
②実施体制及び関係文書の整備・管理・提出等
③危機管理機能(緊急時への対応、ヒヤリ・ハット事例の共有)
- (4)開催回数 学校園(特別支援学校以外): 学期に1回程度
特別支援学校: 月に1回程度

※幼児児童生徒の医療的ケアに直接関わるのは、(実施者となった)担当教職員、養護教諭、看護師等であるが、医療的ケア(検討)委員会を中心とした組織的な取り組みとして、全教職員の共通理解と協力、保護者との信頼関係を基盤に進めなければならない。

校園内で異なる職種の教職員が相互に理解しあい、連携と調整を図っていくためにはどのように考えていけばよいのか、十分に検討することが重要となる。それは、幼児児童生徒が安全で安心な環境の中で、教育を受けることができるかどうかにかかわる。

医療的ケアにとってもっとも大切なことは、幼児児童生徒の状態を適切に判断することである。一人一人の医療的ケア児に対し、どのような状態で、どのような時に、どのような理由で、どこまでを、誰がするのかなどについて、関係教職員が了解しあって決めておくことが必要である。

また、医療的ケアがより安全に、安心して教育効果が高められるようにするためには、教職員の意見を調整し、コミュニケーションに重点をおいた方法でアセスメントやケアプランの作成を行うことが重要となる。それぞれの専門性を反映したアセスメントについて、お互いが語るなかで他の職種の特性や力を知り、そこから信頼と最善の調整がうまれる。それぞれの学校園での協働・連携はコミュニケーションがあってはじめて成立するといえる。

神戸市の学童保育施設における医療的ケア児の受け入れについて（検討資料）

1 現状・課題

学童保育施設における医療的ケア児の受け入れについては、現状、一部の民間施設での独自受入のみ。小学校に通学している児童の中には、学校の友人と一緒に学童保育所に通いたいという一定のニーズはあるが、学童保育施設はスペース的に余裕のないところが多く、安全性の確保など課題があるため、医療的ケア児全てを受け入れることは難しい状況である。

昨年の医療的ケア児支援法の施行を受け、学童保育施設においても医療的ケア児の受け入れを推進する必要があるため、各施設の状況（過密度、スペース、体制等）の中で、学童保育施設における医療的ケア児の受け入れ方針について検討が必要である。

2 学童保育施設で行う医療的ケアの内容

①～⑤のうち運営者が安全な体制で受入可能と判断した範囲で実施する。

- ① 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ② 吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ③ 酸素療法
- ④ 導尿
- ⑤ その他施設で対応可能な医療的ケア

3 医療的ケアの実施に向けて

（1）方針（案）

①通常学級在籍児童で小学校において、訪問看護ステーションを利用しており、引き続き放課後児童クラブの利用を希望する児童。かつ学校敷地内に立地している学童保育コーナーでの受け入れから検討する。

【医療的ケアの提供者】訪問看護ステーションからの派遣看護師（最大週 10 時間）

②すでに看護師等を配置して医療的ケア児を受入、保育を実施している施設に対しては、当該児童に対する医療的ケアを継続実施できるよう費用の助成制度を創設する。

（2）検討事項

- ①看護師の確保方法
- ②施設での安全確保策
- ③利用にあたっての手続き等

4 運営者意見

市内学童保育施設 240 施設(公設 202・民設 38 施設)に対してアンケート調査
(令和 4 年 6 月)

(1) 回答数

・公設学童 160 施設 民設 26 施設 計 186 施設 全体の約 80%より回答

(2) 回答結果まとめ

- ・受入困難な施設が約 8 割。
理由：場所(スペースの確保)、安全性の担保、職員配置の不安等。
- ・医療的ケア実施者の確保については、施設側での対応は難しいため、行政もしくは保護者自身での確保を希望する施設が約 9 割。
- ・受入にあたっては、職員の知識や対応方法に関する研修も必要。

(3) 回答結果

【設問】 今後の受入希望について

項目	公設	民設	計	割合
対象児童がいれば受入りたい	3	1	4	2%
条件が整うのであれば、受入可能	28	3	31	16%
受入は困難	140	21	161	82%
計	171	25	196	100%

5 他都市の状況

政令都市 19 自治体、近隣都市 6 自治体 (計 25 自治体) に回答を依頼

【設問】 今後の受け入れ方針について

項目	自治体数	割合
全施設で受け入れ対応	7	28%
一部施設で受け入れ対応	5	20%
受入予定なし	3	12%
検討中	9	36%
無回答	1	4%
計	25	100%

神戸市内の障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受け入れ状況

事業所種別	全事業所数 (R4.6 時点)	医療的ケア児の受入あり		
		重心型※1 ／重心型以外	事業所数	延べ利用人数
児童発達支援	155 事業所	重心型	9 事業所※2	28 人※2
		重心型以外	4 事業所※3	14 人※3
放課後等デイサービス	301 事業所	重心型	16 事業所※2	117 人※2
		重心型以外	4 事業所※3	8 人※3

※1・・・「重心型」とは、特定の従業員の配置基準を満たし、主として重症心身障害児を
通わせる事業所（下記参照）。

※2・・・重心型の事業者数・延べ利用人数：令和3年10月聞き取り調査より

※3・・・重心型以外の事業者数・延べ利用人数：令和4年5月報酬請求情報より

(参考) 児童発達支援(※)・放課後等デイサービスの人員基準・利用定員

「重心型」の事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）

人員基準	児童指導員又は保育士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	機能訓練担当職員	1人以上
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は兼務可)
利用定員	5人以上	

「重心型以外」の事業所

人員基準	児童指導員又は保育士	2人以上 ※1人以上は常勤 ※児童数によって追加配置
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専任かつ常勤）
	（看護職員）	医療的ケアを行う場合に配置
	（機能訓練担当職員）	機能訓練を行う場合に配置
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は兼務可)
利用定員	10人以上	

(※)「児童発達支援センター」については別途要件あり

障害児通所支援事業のてびき

～すこやかな育ちをサポートします～



こどもの発達にあったサービス、ご存知ですか？

発達に遅れや偏り等がある、こどもの発達をサポートする福祉サービスがあります。

もくじ

- 1. 障害児通所サービスって何ですか？（サービスの流れ）……………P2
- 2. いくらかかりますか？（自己負担額など）……………P3
- 3. どうやって手続きしますか？（手続きの流れ）……………P4
- よくあるご質問……………P5
- 相談窓口……………P6

※この冊子は、神戸市のホームページからダウンロードしていただけます。

詳しくは

神戸市 障害児通所支援事業のてびき

検索



1 障害児通所サービスって何ですか？



- ・児童福祉法に基づく通所または訪問による療育・訓練等の通所支援です。
- ・心身に障害のある児童や発達に心配がある(集団活動に参加するのが苦手、環境変化への適応が苦手、気持ちの切り替えが難しい等)児童を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
- ・サービスの利用には「障害児支援受給者証」が必要です。



対象となる児童

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの児童、難病患者等
- ・療育の必要性が認められる児童

※サービスを利用するには「障害児支援受給者証」が必要です。

サービスの種類

名称	概要	対象児童
児童発達支援 	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。他に、医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援があります。	主に 未就学児
放課後等 デイサービス 	授業の終了後または学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。	学校※に就学中の 児童 <small>※学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、大学を除く)です。各種学校や、専門学校等は対象外です。</small>
保育所等 訪問支援 	保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行います。	保育所や幼稚園に通園中又は、 小学校に通学中の児童
障害児相談支援 	障害児通所支援の利用前に、障害児相談支援事業所が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、適切なサービス利用に向けて障害福祉サービス事業者と連絡調整を行います。サービスを受けている児童について、利用計画が適切であるかどうか利用状況や児童の状況を聞き取り、モニタリング報告書を作成します。 ※利用者負担はありません。	障害児通所サービスを 利用する児童

2 いくらかかりますか？



● 自己負担額など

- ・ 原則としてサービス費用の1割を負担します。
- ・ 利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定されます。そのため、1か月に利用したサービス量に要した費用に関わらず、それ以上の負担は生じません。
- ・ 神戸市では市独自の減免を行っていますので、左記内容よりも負担軽減される場合があります。
- ・ ひと月の負担上限月額を超えないように事業所が上限月額を管理する制度があります。

国基準

世帯の課税状況	負担上限月額
生活保護・ 市民税非課税	0円
市民税課税世帯 (所得割28万未満*) <small>※収入が概ね890万円以下の世帯</small>	4,600円
市民税課税世帯 (上記以外)	37,200円

● 減免制度

就学前の発達支援の無償化



対象児童	満3歳に到達した後の初めての4月から小学校就学までの児童
減免内容	世帯の負担能力に関わらず利用者負担が0円 <small>※おやつ代など実費分は除く</small>

就学前の障害児通所支援の 多子軽減制度について



対象児童	未就学の障害児通所支援を利用する児童 ①市民税の所得割額(世帯合算額)が77,101円以上の場合保護者と同一世帯に、保育所・幼稚園等に通園している兄又は姉がいる ②市民税の所得割額(世帯合算額)が77,101円未満の場合保護者と同一世帯に、兄・姉がいる
減免内容	・就学前の第2子:障害児通所支援に係る費用総額の100分の5 ・就学前の第3子以降:0円

3 どうやって手続きしますか？

● 手続きの流れ

STEP
1

ご相談

- ・お住まいの区窓口(P6)に相談します。
- ・利用したい事業所を探します。

※事前に児童と一緒に見学し、プログラムや空き状況を確認しましょう。
※計画案を事業所に依頼する場合は、利用する障害児相談支援事業所を探します。

事業所の情報はこちらをご参照ください。
事業所一覧(神戸市ホームページ)



STEP
2

利用申請・計画案の提出

- ・利用したいサービスが決まれば、区窓口(P6)で申請します。
- ・障害児支援利用計画案は、障害児相談支援事業所に作成を依頼します。
※保護者自身で計画(セルフプラン)をたてることもできます。

- ・作成した計画案を区窓口(P6)に提出します。

STEP
3

支給決定

- ・受給者証が発行されます。

※申請から発行まで2週間～1か月かかることがあります。
申請は余裕を持って行ってください。

STEP
4

利用契約・利用開始

- ・事業所と契約を結び利用を開始します。

● 申請時に必要な書類

- ・療育の必要性が確認できる書類など(手帳等)
- ・申請に来られる方、申請者の本人確認書類
- ・利用される児童の本人確認書類
- ・所得が分かる確定申告書または源泉徴収票のコピー
※市民税課税の方全員分(生活保護世帯の方は生活保護適用証明書)
- ・在学証明書や生徒手帳など在籍が確認できる書類
(高校生年齢等で放課後等デイサービスを利用する場合)



申請書類等は窓口でお渡しします。

詳細を知りたい方、窓口に来られない方は、区窓口にご電話でお問い合わせください。

よくあるご質問

Q1 複数の事業所を利用することはできますか？

こどもの状況等に応じて、必要であれば利用できます。
ただし、1日に利用できる事業所は1カ所のみとなります。(保育所等訪問支援を除く)
また、1月の利用日数が支給量を超えないように調整が必要です。

Q2 児童発達支援・放課後等デイサービスではどんな支援をしますか？

年齢に応じて、健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、
人間関係・社会性等を高めるための支援を行い、自己肯定感や達成感を育みます。
具体的なプログラムの内容については、各事業所で異なりますので、
各事業所へお問い合わせください。

Q3 利用者負担以外に、何か費用を負担することはありますか？

サービス利用料とは別に、おやつ代や教材費として実費が発生する場合があります。

Q4 支給決定を受けた後、手続きする必要があるのはどんな時ですか？

- ・ 受給者証を更新するとき
- ・ 結婚・離婚などで世帯の状況が変わったとき
- ・ 住所が変わったとき
- ・ (放課後等デイサービスのみ)学校をやめたとき
- ・ サービスを追加するとき、支給量(日数)を変更するとき
- ・ 上限管理の届出をするとき(新規・変更・廃止)

Q5 受給者証に有効期限はありますか？

- ・ 受給者証の有効期限は約1年です。原則、児童の誕生月の末日までとなります。
- ・ 更新時期が近づくと、お住まいの区役所から更新書類が送付されます。

相談窓口

各区役所所在地・代表番号

区役所保健福祉部 保健福祉課 障害福祉担当

東灘区	〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2-1	(代)841-4131
灘区	〒657-8570 灘区桜口町4丁目2-1	(代)843-7001
中央区	〒651-8570 中央区雲井通5丁目1-1	(代)232-4411
兵庫区	〒658-8570 兵庫区荒田町1丁目21-1	(代)511-2111
北区	〒658-8570 北区鈴蘭台北町1丁目9-1	(代)593-1111
北神区役所	〒658-8570 北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル2F	(代)981-5377
長田区	〒658-8570 長田区北町3丁目4-3	(代)579-2311
須磨区	〒658-8570 須磨区大黒町4丁目1-1	(代)731-4341
北須磨支所	〒658-8570 須磨区中落合2丁目2-5 名谷センタービル 5F	(代)793-1444
垂水区	〒655-8570 垂水区日向1丁目5-1(レバンテ垂水2号館1～3F)	(代)708-5151
西区	〒651-2295 神戸市西区糀台5丁目4-1	(代)940-9501

開庁時間 8:45~12:00/13:00~17:15

※手続きには時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

神戸市療育ネットワーク会議「第7回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 令和3年11月4日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 505 会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 神戸市における医療的ケア児の通いの場について

<事務局より資料1、2、3-1、3-2、4、5、6について説明後、委員による意見交換>

【教育・保育施設】

- 教育・保育施設について、来年度に向けて受け入れの箇所を増やされるとのことだが、保護者から入所の希望があった場合、どれぐらいニーズを満たしているのか。
- 現在、教育・保育施設の申し込み時期ではあるが、最終申込状況は11月末の確認となる。神戸市の教育・保育施設での医療的ケア児の受け入れは、開始後数年であるため、ノウハウの蓄積が十分に出来ていない状況もあり、まずは1施設1名の受け入れよりスタートしている。できる限りの受け入れを考えているが、100%に到達していない現状がある。
- 受け入れ可能な教育・保育施設でも、今年度は受け入れがない施設もあるのか。
- 当初3歳児からの受け入れとしており、公立保育所等で2歳児からの受け入れに変更したが、年齢や居住地、勤務先の場所等の条件により、受け入れがなかった施設もあった。
- 教育・保育施設の看護師の配置について、私立幼稚園は、公立幼稚園と同様に、訪問看護ステーションからの看護師派遣になるのか。
- 私立幼稚園や認定こども園の1号認定の場合は、教育標準時間4時間を基準にしており、事業開始当初より訪問看護ステーションからの看護師派遣である。
- 公立の保育所では看護師が常勤で配置されているのか。
- 公立の保育所では、医療的ケア児が入所される時点で看護師を配置する。
- 保育園では看護師2名の配置が必要なため、看護師2名体制をとってから受け入れ開始となるが、誰も利用されない場合もあるのか。
- この事業を実施する施設では、看護師2名を配置のうえスタートし、入所がなくても、看護師は配置したままで対応していただいている。
- 保育園では、看護師の雇用のハードルが高いと聞いている。訪問看護ステーションからの派遣は出来ないのか。
- 保育園では訪問看護ステーションからの派遣はない。
- 複数のお子さんからの希望があっても受け入れが難しい場合や、看護師を2名配置していても1年間誰も利用しない場合もある。神戸市が看護師と契約し、実際に受け入れのある施設へ配置すれば、看護師のロスがない。
- 医療的ケア児のいない施設に看護師を2名配置した状況で1年間過ごすことは、もったいない面もあるが、看護師が配置されたことで、保健指導や子どもの健康管理で非常に力を発揮する点がある。入所の定員まで満たない場合は、年度途中で医療的ケア児の申し込みがあれ

ば受け入れ可能となる。また、医療的ケア児の受け入れは、看護師が単独で動くわけではないので、看護師と保育士等、施設全体で良好なコミュニケーションを図り、対応できる仕組みの構築も重要である。次の受入れに向けた体制づくりもお願いしたい。

○一般の小中学校で医療的ケア児を受け入れる時も同じだが、神戸市が一定数の看護師を確保して派遣する方法、各区の拠点保育所で受け入れる方法や、希望される施設へ拠点保育所から看護師を派遣する方法があると思う。医療的ケアが可能な看護師の確保が非常に難しい現状を考えると、まずは確実に運営できる体制をつくることが重要である。

○地域の小学校で医療的ケアが必要になる場合は、訪問看護ステーションを10時間利用できるが、訪問看護ステーションの選定は教育委員会が担う。希望があれば、教育委員会が責任を持って訪問看護ステーションを見つけてくれ、学校で受け入れてもらえる。認定こども園(1号認定)や私立幼稚園における訪問看護ステーションからの看護師派遣も同じシステムか。

●こども家庭局では、神戸市が訪問看護ステーションと契約しておらず、幼稚園・認定こども園が直接訪問看護ステーションと契約する形になっている。

訪問看護ステーションについては、かかりつけ医の病院の地域医療連携部より、居住地や園の近くの訪問看護ステーション、小児を対象とする訪問看護ステーションを紹介していただき、ケアの内容を説明して対応いただいている。

○訪問看護ステーションでの小児の医療的ケアの人材確保は非常に厳しい。訪問看護ステーションに訪問看護師はたくさんいるが、医療的ケアになると、ハードルが高くて難しい。現在は登録制になっているので、数も少なく、地域によって偏りもあると思う。人材の確保は現実的には厳しい。保育所に入る条件として、訪問看護ステーションとつながっているお子さんでないと受け入れにくいこともある。ご家族との連携など医療的ケアだけではない課題もあるのかと思われる。

○保育所の事業は全国的にもまだ始まったところであり、神戸市は、先駆的に取り組んでいる方であるが、逆に、きっちりと計画しながら進めて行かなければいけない。限られた人材をいかに有効に使うかが必要になる。

今年度、厚生労働省より、「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」が出ている。その中では、保育士等が3号研修等を受講する等、様々な提言がされている。神戸市として、どのような形で進めるのか考える必要がある。

【学校】

○人工呼吸器装着の児童生徒数が増加しているが、神戸市では一般の小中学校に在籍されている方もいる。保護者の学校への待機や学校への送迎の確保などの問題についてはいかがか。

○人工呼吸器をつけているお子さんの保護者の付き添いについては、保護者の負担軽減、子どもの自立、安全性を考えながら段階的に進めている。通学については、月に数回ではあるが、教育委員会での看護師の介護タクシー添乗の試行実施が始まっている。

●地域の小中学校の訪問看護ステーションからの看護師派遣は、週10時間が上限である。

- インクルーシブで医療的ケアのない子どもと同じ環境で過ごすとなると、地域の学校に進みたいという希望が増えてくる。地域の学校の中での安全に医療的ケアを実施するための方法はあるのか。
- 小学校入学時には、入学前に学校園と事前に相談し、どのように対応していくか、体制の確認をしている。訪問看護ステーションの継続性も踏まえて事前に状況把握している。
- 神戸市の特別支援学校の場合、先生が3号研修を受けて看護師と協力して医療的ケアを行うが、人工呼吸器や酸素の管理は看護師が必要となる。地域の学校では、週10時間の看護師派遣で可能なケアもあれば、10時間を超える場合もある。全国的には、人工呼吸器の児童の2/3は訪問学級籍で通学ができていない状況もあるので、まずは、人工呼吸器をつけていても確実に学校に通えて、保護者の付き添いを軽減する方向で進めていけばよいのではないか。
- 神戸市の特別支援学校の医療的ケアの必要な児童生徒数は、この3年は横ばいで、人工呼吸器の児童数は増えている。小学生に関しては、3人に1人が特別支援学校ではなく、地域の小学校を選ぶ時代に入っている。今後、地域の小学校での訪問看護ステーションの利用時間が延長されれば、地域を選択する方がどんどん増え、安全性の問題を危惧する。特別支援学校で人工呼吸器の児童の保護者の付き添いが長時間であれば、地域の学校で週10時間離れることを選択するようになる。特別支援学校の人工呼吸器の児童に保護者の付き添いをなくしていくことを最優先課題として取り組むべきである。

【児童発達支援・放課後等デイサービス、相談支援】

- 関係機関との連携について、医療機関や訪問看護ステーションとの連携がとれていない事業所が多い。市や学校との連携もとれていない事業所もある。高齢者の場合、介護保険では、ケアマネージャーが中心となり連携をとる。医療的ケア児の場合は、関係機関との連携の中心的な役割はコーディネーターになると思うが、周知されているのか。
- 重心型(重症心障害児の通う)事業所で、医療的ケア児を受け入れていない場合もあるのか。
- 重心型の事業所は、ほぼ医療的ケア児の受け入れしている。児童発達支援で9ヶ所、放課後等デイサービスは16ヶ所。1名以上の嘱託医、看護師の配置基準がある。定員は5名程度が多い。
- 神戸市の場合、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所は多いが、重心型の事業所は限定的なのか。
- 事業所数は、(児童発達支援・放課後等デイサービス事業所)全体の1割に満たない。
- 重心型の事業所について、他施設との情報交換やネットワークが広がっていない現状があるが、ネットワーク形成に関してはいかがか。
- 重心型に限らず、児童発達支援、放課後等デイサービスは、短期間で非常に数が増えたため、それぞれの事業所が何をしているのか情報が取れていない。コーディネーターの相談支援体制や情報発信も課題として認識している。
- 重心型の事業所は、存続が難しい。看護師や専門職の配置、送迎の負担、時間・場所の問題等、何がリスクなのか、現状を知り、事業所を存続させるためには、相談する機関が必要である。

- 難病の子どもの場合、心疾患に特化はするが、知的に問題がない場合、保護者は地域の幼稚園や小学校を希望される。体の面では心配もあるので、病弱児学級を設置してもらう場合もあるが、保護者の付き添いが条件となることも多い。重度の疾患の場合は、地域の学校園ではしんどいのではないかと思うが、どこに相談すればよいのかが分からない。
- 医療的ケア児が病院から在宅へ移行する際、家族支援については、訪問看護事業所や在宅医療に熱心な小児科医を個別にあたっている現状であり、行政も加わってコーディネートをお願いしたい。
- 開業医では医療的ケア児の相談機関は分からないので、組織的な形で示していただきたい。
- 非重心型の放課後等デイサービス事業所で、医療的ケア児を受け入れているところは、資格があるのか。放課後等デイサービスの協力医は、実際に利用者の支援に携わる部分はない。安全性の担保はあるのか。
- 非重心型の事業所では、協力医療機関を設定したうえで、医療機関と連携して対応することになっている。医療的ケア児を受け入れる場合は、看護師の配置、または、看護師が訪問して看護を提供することが条件となっている。
- 非重心型の放課後等デイサービスの場合、看護師は見つかっても、主治医や指示書をもらえる医療機関が地域にないことが問題となっている。

2. 医療的ケア児の支援について

<事務局より資料7、資料8について説明後、委員による意見交換>

- 医療的ケア児等コーディネーター(以下、コーディネーター)について、兵庫県下の他の圏域では経験のある方もおり、今年度よりコーディネーターのネットワーク形成の事業も開始されている。神戸市の場合は、コーディネーターが実際にどこまで対応できるのかの確認と、他の圏域と同様にネットワークの仕組みの構築が必要である。医療的ケア児支援センターは県に権限があるが、市にもコーディネーターのバックアップや、家族に情報提供するところが必要だと思う。
- 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を利用している医療的ケア児は、延べ170人いるということだが、通う場所がない方が多くいるという現状がある。これは、1人で2～3か所を利用する場合もあれば、全く利用できていない方もいるということ。情報がつながっていないからである。
- 医療機関は、放課後等デイサービス事業所には指示書を出さない。指示をすれば責任が発生し、それに対する報告も必要である。特別支援学校と同様に、主治医から指示書を出せば、指示書に対して報告を返す、困りごとがあれば相談できる体制を整えるべきである。受け入れる事業所の安全な体制をつくるためには、医療機関との確実な連携が必要である。
- 障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービスを含む)で医療的ケアを行う場合は、主治医の指示書は必要である。令和3年3月 厚生労働省「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き」に指示書の様式もある。看護師が看護を提供する際は、指示書に従って行わなければならない。学校とは異なり、指示書は保険適用外のため、文書提供料(有料)となる。

神戸市で統一した様式がないため、自前で指示書を作成している事業所もある。厚労省の研修のパワーポイント等も活用して事業所に周知を図り、神戸市で統一した形式にしていきたい。

- 各事業所が孤立しないよう、ネットワークづくりから取りかかってもらいたい。
- 医療的ケア児支援センターの周知はどのタイミングで周知されるのか。
- 医療的ケア児支援センターは都道府県の権限のため、現段階では神戸市でお示しできない。
- 医療的ケア児の支援は、全国的には神戸市は非常に進んでいるが、継続していくためには、将来の方向性を示し、仕組みの構築や家族等へ情報を周知する必要がある。

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

1. 趣 旨

「医療的ケア児」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

（参考）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条

- (1) この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為をいう。
- (2) この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう）に在籍するものをいう。

（参考）児童福祉法第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2. 委 員（令和4年度）

※五十音順・敬称略

委 員	神戸市障害者基幹相談支援センター 相談支援主任／統括コーディネーター	伊藤 則正
	もみじ訪問看護ステーション 所長	岩崎 美智子
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	越智 深
	神戸医療福祉センターにこにこハウス 施設長	河崎 洋子
	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 監事	神田 圭子
	神戸大学 名誉教授 神戸市こども家庭局総合療育センター診療担当部長	高田 哲 ※会長
	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 会長	武田 純子
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	兵庫県立こども病院 小児外科長 ／家族支援・地域医療連携部長	畠山 理
	神戸市立いぶき明生支援学校 校長	三瀬 博道

行政関係者	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	上野 昌稔
	こども家庭局副局長	大石 和広
	こども家庭局母子保健担当課長	丸山 佳子
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局こども青少年課長	上田 泰
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局幼保事業課長	立石 智久
	こども家庭局指導研修担当課長	下西 由佳
	こども家庭局保健医療指導担当課長	井出 絹代
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	吉岡 真理

3. 実施状況

- | | |
|-------------------|------------------|
| (第1回) 平成29年8月9日 | (第2回) 平成30年2月1日 |
| (第3回) 平成30年11月22日 | (第4回) 平成31年3月7日 |
| (第5回) 令和2年2月6日 | (第6回) 令和2年11月26日 |
| (第7回) 令和3年11月4日 | (第8回) 令和4年8月4日 |